

高知市口腔保健支援センターの取組

～新しい日常における役割と7年間の成果について～

大中智美 寺田直美 上田佳奈 豊田誠

高知市保健所

はじめに

平成23年に歯科口腔保健に関する法律が制定され、都道府県、保健所を設置する市、特別区は口腔保健支援センター（以下支援センター）の設置が可能となった。

高知市は、平成26年の機構改革により歯科保健業務が分散され、すべてのライフステージを通じた歯科口腔保健について一体的に検討する機能が必要なことから、同年4月に支援センターを設置、7月に専任の口腔保健支援員（歯科衛生士）を配置し、職員の歯科医師（兼務）、歯科衛生士（兼務）とともに、支援センター業務を行っている。

設置後7年が経過したが、新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）の影響により歯科保健活動が制限される中、新しい日常における支援センターの役割と7年間の取組の成果について報告する。

支援センターの業務内容

- (1) 庁内関係部署との調整、関係機関等への助言、情報提供、技術的支援
- (2) 歯科口腔保健業務に携わる専門職への支援
- (3) 口腔保健検討会の設置・開催（年2回）
- (4) 支援センター事業の実施
 - ・ 歯科疾患予防事業
 - ・ 医歯薬連携推進事業（市歯科医師会委託）

取組内容と成果について

まず一つ目に、支援センター業務を実施するにあたり、専任の口腔保健支援員を配置したことで、庁内関係部署との調整、関係機関等への支援業務を重点的に行うことができ、特にフッ化物洗口実施支援は年々支援件数が増加している。ここ2年間は、コロナの影響で普及啓発等は制限されることが多かったが、集団の場でのフッ化物洗口は、感染予防に配慮した実施が不可欠であり、各施設の状況に応じた支援が必要となった。園や学校から相談があった際の対応だけでなく、フッ

化物洗口を担当している職員の異動があった施設にはこちらから連絡し、状況確認や助言を行い、適宜対応するなど、きめ細かな支援を行った結果、すべての園、学校で中断することなく実施できている。

また、口腔保健支援員を配置したことで、県歯科衛生士会高知支部の取組として行っている地域保健活動において、支援センターが技術的に支援する仕組みができ、人材育成にもつながった。

二つ目は、口腔保健検討会の実施により、関係機関等とつながりができ、協力体制が広がった。さらに、庁内関係部署（母子保健課、保育幼稚園課、教育委員会）の出席により、検討会の場での歯科口腔保健の課題等について共通認識を持つことができ、連携した取組が実現した。特に、フッ化物洗口については、園、学校等の立場からの意見について、庁内関係部署と共有し検討することにより、実施施設数の増加につながった。

三つ目は、支援センター事業として平成27年より市歯科医師会委託で実施している医歯薬連携推進事業により、医歯薬関係者が歯周病と全身疾患の関係について共通認識を持つことができ、歯科医師会、医師会、薬剤師会の連携体制が整ってきている。令和2年からはコロナの影響で事業を休止しているが、来年度より再開予定で、コロナの影響による健康課題等についても検討していく。

今後の課題、方向性について

支援センターは、庁内各部署との調整機能を持ち歯科口腔保健について一体的に検討することが必要だが、これまではフッ化物洗口実施支援を中心に取り組んできたため、一部の関係部署、関係機関との連携に留まっている。

新しい日常の中、高齢者、障害児・者等への支援や、これから避けては通れない災害歯科等、歯科口腔保健の課題はまだたくさんある。

今後も、きめ細かな支援を心掛け、支援センター機能を強化し、様々な部署や関係機関等との更なる連携に力を入れていきたいと考えている。